

# 気象災害対策施設整備等緊急支援 かち (魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業)

凍霜害等の気象災害による被災農業者の営農意欲低下の防止と農業生産の維持向上を図るため、気象災害対策設備等を新たに整備する事業実施主体を支援します。

※この支援は、現行の魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業の気象災害対策に係る種目に限定し、要件等の緩和を行い実施するものです。要件等の緩和を行っていないものについては、現行どおりですので、実施要綱及び要領も合わせて御確認ください。

## 1 事業実施主体

- 農業者団体
- 農業法人
- 農協等

＜現行との相違点＞

- さくらんぼ省力仕立て設備整備のみの対象の「農業者（販売農家）」を除く。

## 2 定義

### (1) 団地支援型

次のいずれかに該当する団地の取組に対する支援をいう。

- 山形県園芸団地推進事業実施要領に基づき団地化計画が承認された団地（以下「園芸団地」）
- 大規模園芸団地化計画策定要領に基づき令和3年3月31日までに団地化計画が承認された団地（以下「大規模団地」）

### (2) 生産性・所得向上型

前記以外の取組に対する支援をいう。

## 3 事業の対象品目

- 第4次農林水産業元気創造戦略の各プロジェクトに位置づけられた品目
- 市町村の振興品目であって、農林水産部長が別に定める品目

## 4 補助の要件

- 市町村が嵩上げして補助金を交付すること。
- 成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。  
成果目標：販売額又は所得額の増加
- 農業用ハウスの設置（農業用ハウス資材の導入を含む。）にあつては、農業共済等に加入すること。

- 団地支援型を活用して事業を実施する場合は、事業実施年度から団地化（変更）計画の目標年度まで2か年以上あること。ただし、次の期間を超えることはできない。
  - (1) 園芸団地にあつては団地化計画承認年度から3か年
  - (2) 大規模団地にあつては団地化計画承認年度から4か年。ただし、果樹を新植（改植）した園地に限り、1か年を加算することができるものとし、支援対象は被覆資材のみとする。
- 前回の要望調査で提出のあつた（採択された）ものについて、当該事業への振替は認めない。

＜現行との相違点＞

■ 4項目ある成果目標を1項目にするとともに、内容を緩和。

【現行の成果目標】

- 生産コスト 10%以上削減
- 販売額又は所得額 10%以上増加
- 契約栽培割合の 10%以上増加かつ 50%以上の契約割合
- 販売額又は所得額の増加かつ新規雇用創出（労働環境整備のみ）

## 5 支援の内容

- (1) 収益性向上対策事業「農業栽培用ハウス新設整備」  
 共同利用ハウスや農地所有適格法人等が所有するハウス及び農協等が農業者にリースするハウスの整備を支援
  - 新規栽培者研修用ハウス及び促成施設は除く。
- (2) 収益性向上対策事業「気象災害対策設備等整備」  
 大雨、大雪、強風、高温などによる気象災害等の減災を目的とした、井戸掘削や多目的防災網の導入などを支援
  - 井戸掘削を行う場合は、水量や水質の確保が確実であると認められ、かつ深さ50m以内、又は、井戸掘削のみの費用の上限が135万円以内であること。

＜現行との相違点＞

■ 4種目ある事業を気象災害対策に係る項目に限定。

【現行の事業種目】

- 栽培技術導入等支援
- 収益性向上対策事業
- 省力化推進事業
- 労働環境設備整備事業

■ 同様に、収益性向上対策事業の4支援内容を気象災害対策に係る項目に限定。

【現行の支援内容】

- 新産地育成のための機械・資材の導入
- 農業栽培用ハウス新設整備
- 土地基盤整備等
- 気象災害対策設備等整備

■農業栽培用ハウスについて、今回の災害被害に係るハウスに限定。

【現行の対象施設】

- 共同利用ハウス
- 農業法人等が所有するハウス
- 新規栽培者研修用ハウス
- 農協等が農業者にリースするハウス
- 促成施設

■気象災害対策設備等整備の井戸掘削に係る実施基準について、事業費の上限を設定。

【現行の井戸掘削に係る実施基準】

- 水量や水質の確保が確実であり、かつ深さ 50m

## 6 補助金の額

### (1) 団地支援型

- 補助率 対象経費の5分の2以内又は市町村が交付する補助金の額の3分の2以内のいずれか低い額
- 上限額 4,000万円

### (2) (1) 以外

- 補助率 対象経費の3分の1以内又は市町村が交付する補助金の額の3分の2以内のいずれか低い額
- 上限額 1,500万円